

藤 児 号 外
令和3年8月31日

保護者 様

藤 枝 市 児 童 課 長

保育所等の登園自粛要請の解除について（通知）

日頃から、本市の児童福祉行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、8月24日（火）から登園自粛をお願いしているところですが、小中学校が9月1日（水）から再開することを踏まえ、登園自粛要請を8月31日（火）に解除させていただきます。登園自粛にご協力いただき、ありがとうございました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き感染予防及び感染拡大防止にご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 家庭での健康観察について

毎朝、家庭での検温、健康観察は継続していただき、平常時の状況を基準として児童や同居家族に発熱などの風邪の症状がある場合には、登園を控えるなど感染拡大防止にご協力ください。登園後に同様の症状が見られた場合には、速やかに帰宅し、休養するようお願いいたします。

また、引き続き感染予防に努めていただくようお願いいたします。

2 登園自粛要請期間（8月24日（火）～8月31日（火））の保育料・副食費等の取り扱いについて

【保育料について】（0歳児～2歳児）

登園自粛をしたご家庭の保育料については、自粛期間の利用状況に応じて保育料を日割計算します。

自粛期間の出欠については、各園で管理していますので、保護者の方からの申請は不要です。返還金額や返還方法については、後日お知らせいたします。

【副食費等について】（3歳児～5歳児）

園にお問い合わせください。

担当 児童課 保育推進係
電話 054-643-3325